

浜松市浜名区告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年2月2日

浜松市浜名区長 山本 治之

- 1 告示した事項のうち変更のあった事項
主たる事務所及び解散の事由

- 2 変更の内容

- (1) 変更前

別紙のとおり

- (2) 変更後

別紙のとおり

八幡団地自治会 変更日 令和8年4月1日

	変 更 前	変 更 後
事務所の 所在地	浜松市浜名区八幡465番地の83	浜松市浜名区八幡465番地の53
解散の事由	なし	地方自治法第260条の20 第2号から第6号